

## 特別母樹林保存損失補償金（継続）

### 1 趣旨

特別母樹（林）は、地域の自然環境に永年順応し、優良な形質を有する樹木の種穂を育種素材として提供するための供給源、更には林業的立場から保存の価値あるものについて、林業種苗法第4条の規定に基づき、農林水産大臣が指定したものである。

### 2 事業内容

本事業は、特別母樹（林）として指定されることにより、当該森林所有者が本来得るであろう所得の損失を補填するものであり、指定時における立木価格（伐採・搬出にかかる経費を控除）の3%を支払うものである。

### 3 事業費

区 分	S 4 5	S 4 6	S 4 7	計
特別母樹（林）指定 （私有林分）	ha 5 9	ha 1 2 0	ha 5 4	ha 2 3 3

### 4 平成18年度概算決定額

10,552千円（10,599）千円